

・消防機関へ通報する火災報知設備の設置に要した費用

| 費用 | 施設数 | 割合 |
|----------------|-------|--------|
| 10万円未満 | 323 | 9.8% |
| 10万円以上～30万円未満 | 1,523 | 46.2% |
| 30万円以上～50万円未満 | 773 | 23.4% |
| 50万円以上～100万円未満 | 436 | 13.2% |
| 100万円以上 | 244 | 7.4% |
| 合計 | 3,299 | 100.0% |

(2)建物形態の状況について(単独・併設の別)

GHの建物形態としては、GH単独で設置されているものが64.6%、他の介護事業所等と併設しているGHが35.4%となっている。

・単独・併設の別

| | 施設数 | 割合 |
|-----|-------|--------|
| 単独型 | 6,421 | 64.6% |
| 併設型 | 3,523 | 35.4% |
| 合計 | 9,944 | 100.0% |

(3)夜間職員の勤務体制について

夜間（午前2時時点）の勤務体制の状況〔夜間の配置人数（1人・2人）の比較〕

GHでは、原則として1つのユニット（共同生活住居）に1人以上、夜勤職員を配置することとしている（ただし、2ユニットの場合は1人でも可）。調査結果では、1ユニットのGHでは1人配置が96.8%、2ユニットでは2人配置が83.5%となっている。

・ユニット別の夜間職員配置人数

| | 夜勤人数 | 施設数 | 割合 |
|-------|------|-------|--------|
| 1ユニット | 1人 | 3,809 | 96.8% |
| | 2人 | 127 | 3.2% |
| | 合計 | 3,936 | 100.0% |
| 2ユニット | 1人 | 866 | 16.5% |
| | 2人 | 4,367 | 83.5% |
| | 合計 | 5,233 | 100.0% |

(4) 地域との連携について

① 避難訓練への地域住民の参加

避難訓練については、GHの大部分において実施が義務づけられている。避難訓練の実施にあたって近隣住民の参加を求めて行っている割合は、26.5%となっている。

・ 避難訓練における地域住民の参加

| | 施設数 | 割合 |
|----|-------|--------|
| 有 | 2,632 | 26.5% |
| 無 | 7,318 | 73.5% |
| 合計 | 9,950 | 100.0% |

② 運営推進会議の状況

運営推進会議は、地域との連携や協力を行うなどの地域との交流を図ることをひとつの目的として、おおむね2ヶ月に1回以上開催することとされている。平成21年1月～12月の開催状況についてみると、6回以上開催しているところが約半数となっている。また、運営推進会議で消防関係者について、出席又は協議をしたことがない事業所が61.0%となっている。

・ 運営推進会議の開催回数

| | 施設数 | 割合 |
|------|-------|--------|
| 0回 | 374 | 3.8% |
| 1～5回 | 4,784 | 48.3% |
| 6回 | 4,661 | 47.1% |
| 7回以上 | 85 | 0.9% |
| 合計 | 9,904 | 100.0% |

・ 運営推進会議における消防関係者の参加状況

| | 施設数 | 割合 |
|----------------------------------|-------|--------|
| 1. 運営推進会議に毎回出席した | 186 | 1.9% |
| 2. 運営推進会議の議題により随時出席した | 711 | 7.2% |
| 3. 運営推進会議への出席はないが、会議の議題により随時協議した | 2,934 | 29.9% |
| 4. 出席又は協議をしたことはない | 5,989 | 61.0% |
| 合計 | 9,820 | 100.0% |

2. 調査結果を踏まえた対処方針について

調査結果を踏まえ、今後各省庁において当面以下の措置を講じることとする。

〔消防庁〕

(1) 消防法施行令改正に係る指導

平成19年6月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中（平成24年3月31日まで）のものにあっても早期の設置を促進する。

(2) 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

(3) 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

〔厚生労働省〕

(1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援する。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

(2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や、運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促す。

〔国土交通省〕

(1) 緊急点検未完了物件の点検実施

緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。

(2) 建築基準法令違反の是正の徹底

建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。

※ 対処方針については、平成22年6月10日付報道発表資料「第2回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」の結果について」より、各省庁の対処方針すべてが入ったものを引用している。



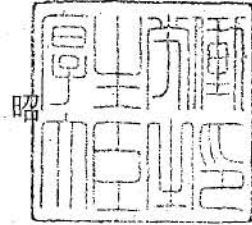
| | |
|-------------------|------|
| 社保審一介護給付費分科会 | |
| 第66回 (H22. 7. 29) | 資料 3 |

厚生労働省発老0729第1号
平成22年7月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

長妻



諮 問 書

(介護保険施設におけるユニット型施設の1人当たり居室面積に関する基準の改正及び認知症対応型共同生活介護等の非常災害対策に関する基準の改正について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項及び第115条の14第3項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。